

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

- 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係） ..... 1
- 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条関係） ..... 7
- 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第二項関係） ..... 50

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）  
目次  
（省 略）

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）  
同上  
同上  
同上

番 号	品 名	税 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	（省 略）
二〇〇八・一一 ～ 二〇〇八・八〇	（省 略）	（省 略）
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	（省 略）

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
二〇・〇八	同上	同上
二〇〇八・一一 ～ 二〇〇八・八〇	同上	同上
二〇〇八・九一	同上	同上

二〇〇八・九七  
二〇〇八・九九

(省略)

その他のもの

一 (省略)

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A (省略)

B その他のもの

(a)・(b) (省略)

(c) 第一二二二・

二一號の物品

のもの

イ じよ糖の含

有量が全重

量の五〇%

未滿のもの

ロ 其他のもの

の

(d) 其他のもの

(二) 其他のもの

A (省略)

B その他のもの

(a)・(c) (省略)

(d) 第一二二二・

二一號の物品

のもの

(e) 其他のもの

二〇%  
二五%

(省略)

(省略)

二八%  
三〇%

二八%

(省略)

(省略)

(省略)

二〇〇八・九七  
二〇〇八・九九

同上

同上

一 同上

二 同上

(一) 同上

A 同上

B 同上

(a)・(b) 同上

(二) 同上

A 同上

B 同上

(a)・(c) 同上

(d) 其他のもの

二〇%

同上

同上

二八%

同上

同上

同上

同上

(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二九・〇七	フェノール及びフェノールアル コール 一価フェノール	(省 略)	(省 略)
二九〇七・一一 ～	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二九〇七・一三 二九〇七・一五 二九〇七・一九	ナフトール及びその塩 (省 略)	(省 略)	無税 (省 略)
二九〇七・二一 ～	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二九〇七・二九	(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエス テル（ハロゲン化水素酸エステ ルを除く。）及びその塩並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体 (省 略)	(省 略)	(省 略)
二九二〇・一一 ～	(省 略)	(省 略)	(省 略)
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
二九・〇七	同上	同上	同上
二九〇七・一一 ～	同上	同上	同上
二九〇七・一三 二九〇七・一五 二九〇七・一九	ナフトール及びその塩 同上	同上	四・六% 同上
二九〇七・二一 ～	同上	同上	同上
二九〇七・二九	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
二九・二〇	同上	同上	同上
二九二〇・一一 ～	同上	同上	同上

二九二〇・三〇 二九二〇・九〇	その他のもの 一 炭酸エステル及びその誘導体 (一) 炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル (二) その他のもの 二 その他のもの アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六% 四・六% 無税	二九二〇・三〇 二九二〇・九〇	その他のもの	四・六%
二九二一・二一 二九二一・一一	(省 略)		二九二一・二一 二九二一・一一	同上	同上
二九二一・一九	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (省 略)		二九二一・一九	同上	同上
二九二一・二一 二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩 (省 略)		二九二一・二一 二九二一・二二	同上	同上
二九二一・二九 二九二一・三〇	(省 略)		二九二一・二九 二九二一・三〇	同上	同上
二九二一・五九	(省 略)		二九二一・五九	同上	同上
(省 略)	(省 略)		(省 略)	同上	同上

二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） 非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。） を有する化合物	(省 略)
二九三二・一一 ～ 二九三二・一九 二九三二・二〇	ラクトン 一・二 (省 略) 三  クリスタルバイオレッ ト  ラクトン 四  その他のもの (省 略)	(省 略)
二九三二・九一 ～ 二九三二・九九	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポ	(省 略)

二九・三二	同上	同上
二九三二・一一 ～ 二九三二・一九 二九三二・二〇	同上 同上 同上	同上 同上 同上
二九三二・九一 ～ 二九三二・九九	同上	同上
同上	同上	同上
三九・〇七	同上	同上

(省略)	(省略)	三九〇七・一〇 ～ 三九〇七・七〇	リエステル（一次製品に限る。）	(省略)
	(省略)	三九〇七・九一 三九〇七・九九	その他のポリエステル (省略) その他のもの	(省略)
	(省略)	一  塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 二  (一)  ポリトリメチレンテレフタレート (二)  その他のもの その他のもの	無税	(省略)
同上	同上	三九〇七・一〇 ～ 三九〇七・七〇	同上	同上
	同上	三九〇七・九一 三九〇七・九九	同上 その他のもの	同上
	同上	四・六% 四・六% 無税	同上	同上

改 正 案

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成三十年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成三十一年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成三十一年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）を同表の各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

という。)を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一〜四 (省 略)

五 関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(第七条の六第四項第二号において「セーフガード協定」という。)による措置がとられている物品

六 (省 略)

3〜5 (省 略)

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第一号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。)」と読み替えるものとする。

2 同上

一〜四 同上

五 関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。)第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(第七条の六第四項第二号において「セーフガード協定」という。)による措置がとられている物品

六 同上

3〜5 同上

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、別表第一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。)に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合については準用するときは、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。第一号及び次項において同じ。))に係る物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(同号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量

(別表第一の六の各項に掲げる物品であつて経済連携協定原産品に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。)と、「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替えるものとし、同表の一三の項及び一四の項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表」とあるのは「別表第一の六の一三の項及び一四の項に掲げる物品の輸入数量(飼料用表(関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この項において同じ。))であつてオーストラリアを原産地とするもの(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下この項において「オーストラリア協定」という。))の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を除く。以下この項において「オーストラリア産飼料用表」という。))に係る輸入数量(オーストラリア協定の効力の発生の日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第一号において同じ。))及び経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(以下この項において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(オーストラリア産飼料用表及び経済連携協定原産品を除く。同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。))との合計数量を除く。以下この項において同じ。))を別表第一の六」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(オーストラリア産飼料用表に係る輸入数量及び経済連携協定原産品に係る輸入数量と締約国産物

7 (省 略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成三十一年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の

品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。）と読み替えるものとする。

7 同 上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成三十年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日とその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この項及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条

二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成三十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等を数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成三十一年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半

の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成三十年までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成三十年においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成三十年においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第

期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものを除く。）との合計数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十二年）においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項にお

三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものを除く。）との合計数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十二年）においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十年においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項にお

て「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に<sup>（一）</sup>限る。） 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成三十一年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きてゐるものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・

係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に<sup>（一）</sup>限る。

（二） 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 同上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成三十年において、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年において、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年において、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日とその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成三十年までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きてゐるものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九

九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十一年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この条及び第七条の九において「譲許適用物品」という。))に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。次項において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める

九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十一年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量及び経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。))に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とす

日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十一年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。)当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

るもの(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年において、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。)当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで



表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 (省 略)

5 第七条の三第四項の規定は、第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成三十一年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（平成三十一年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量（平成三十一年度

とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 同 上

5 第七条の三第四項の規定は、第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量並びに経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。第一号において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等に係る輸入数量並びに譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成三十年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（平成三十年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量（平成三十年度におい

においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）についてその超えることとなつた月の翌末日までに、当該年度中の生きてゐる豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十一年度においては、第二項ただし書に規定する場合に限る。）には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令

では、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌末日までに、当該年度中の生きてゐる豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、第二項ただし書に規定する場合に限る。）には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令

で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一〜三 (省 略)

2・3 (省 略)

4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。)にあつては同日とする。)からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一〜三 同 上

2・3 同 上

4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日)から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条

第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三條第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成三十三年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

(省 略)	(省 略)	(省 略)
関税率法 別表の番号	品 名	税 率

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条

第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三條第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成三十一年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

同上	同上	同上
関税率法 別表の番号	品 名	税 率

○四・〇四

○四〇四・一〇

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの

(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) (省 略)

(2) その他のもの

(i) (省 略)

(ii) その他のもの

1 (省 略)

2 その他のもの  
のうち

(省 略)

(省 略)

(省 略)

○四・〇四

○四〇四・一〇

同上

同上

一 同上

(一) 同上

(1) 同上

(2) 同上

(i) 同上

(ii) 同上

1 同上

2 同上

同上

同上

同上

(省略)

乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、この号の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(2)の(ii)の2並びに第四〇四・九〇号の(一)の(2)、(二)の(2)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トン

を基準とし、当該年度における国内需要見込

(省略)

同上

乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(2)の(ii)の2並びに第四〇四・九〇号の(一)の(2)、(二)の(2)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トン

を基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況

同上

乳幼児用の (省略)	2 その他のもの のうち	1 (省略)	(ii) その他のもの	(i) (省略)	(2) その他のもの	(1) (省略)	(二) その他のもの	数量、国際 市況その他 の条件を勘 案して政令 で定める数 量(以下こ の号及び第 〇四〇四・ 九〇号にお いて「乳幼 児用調製粉 乳又は調製 液状乳用の ホエイ等に 係る共通の 限度数量」 という。)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一〇%	

乳幼児用の 同上	2 同上	1 同上	(ii) 同上	(i) 同上	(2) 同上	(1) 同上	(二) 同上	その他の条 件を勘案し て政令で定 める数量(以 下この号 及び第〇四 〇四・九〇 号において 「乳幼児用 調製粉乳用 のホエイ等 に係る共通 の限度数量 」という。 )以内のも の
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○四〇四・九〇	その他のもの	調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
○四〇四・九〇	同上	調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの		
	(1) (省略)		(省略)
	(2) その他のものうち		
	乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉		
	(一) 同上		
	(1) 同上		同上
	(2) 同上		
	乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等		



(省略)	二〇・〇五	(省略)	(省略)	乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%	(省略)	同上	同上	乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	同上
二〇〇五・四〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） えんどう（ピスム・サティヴム） 一 砂糖を加えたもの 二 その他のものうちしよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%以上のもの	ム	一 砂糖を加えたもの 二 その他のものうちしよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%以上のもの	同上	一%	二〇〇五・四〇	同上	一 同上 二 同上	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	同上

二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 さやを除いた豆 一 砂糖を加えたもの 二 その他のものうち	一%	二〇〇五・五一	同上	同上 同上	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	同上
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） パイナップル 一 （省略） 二 その他のもの	一%	二〇・〇八	同上	同上 同上 同上	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	同上
二〇〇八・二〇	（一）気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち 共通の限度数量以	（省略）	二〇〇八・二〇	同上	同上 同上 同上	共通の限度数量以	同上





	三九〇一・一〇	三九・〇一	二九・〇九	(省略)	
<p>一 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のものうちバイオマス(動植物に由来する有機物)原油、石油ガス、可</p>	比重が〇・九四未満のポリエチレン	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	(省略)	(省略)	(II) (省略)
			(省略)	(省略)	(省略)
			二九・〇九	同上	
	同上	同上		同上	
					(II) 同上
			同上	同上	同上 もの 他の その 一 限る。 に限 もの 下の ム以
			同上	同上	二八・八% 二七・一%

(省略)	三九〇一・九〇	三九〇一・四〇	三九〇一・二〇	
(省略)	バイオポリエチレン その他のものうち バイオポリエチレン	重合体のうち バイオポリエチレン 比重が〇・九四未満のエチレン—アルファ—オレフィン共	バイオポリエチレン 比重が〇・九四以上のポリエチレンのうち バイオポリエチレン	燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。(をいう。)から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの(以下この項において「バイオポリエチレン」という。) 二  その他のものうち バイオポリエチレン
(省略)	無税	無税	無税	無税
同上				
同上				
同上				

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	同上	同上	同上	同上	同上
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたものうち 別表第一第〇四〇二一・一〇号の一に掲げる税率の適用を受け るもの以外のもの	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四・〇二	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四〇二・一〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上

二九・八％  
及び一キロ  
グラムにつ  
き九二円（  
環太平洋包  
括的及び先  
進的協定が  
日本国につ  
いて効力を  
生ずる日（  
以下この表  
において「  
発効日」と  
いう。）以  
後に輸入さ  
れるものに  
あつては、

以外のもの	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）</p> <p>（若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設）の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第二二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの</p>
(省略)	
二六%及び	
同上	<p>二 同上</p> <p>(一) 同上</p>
同上	
一キログラ	<p>三六%及び</p> <p>一キログラ</p> <p>ムにつき一</p> <p>三〇円</p>



税率の適用を受 けるもの以外の もの	□ その他のもの のうち	○ 二〇二二号の 一の□に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	二 その他のもの	□ 学校等給食用のも の及び飼料用のも のうち	別表第一第〇四 〇二〇二二号の 二の□に掲げる
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 一〇円)

税率の適用を受 けるもの以外の もの	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	二六%及び 一キログラ ムにつき二 三〇円
□ その他のもの のうち	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	二六%及び 一キログラ ムにつき二 三〇円
○四〇二・二九 その他のもの 一 脂肪分が全重量の五 %を超えるもの 二 脂肪分が全重量の 三〇%以下のもの のうち 別表第一第〇四 〇二・二九号の						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	一キログラ ムにつき九 九円(発効 日以後に輸 入されるも のにあつて は、二六% 及び一キロ グラムにつ き二三〇円 )
□ 同上	同上	同上	同上	同上	同上	二・三% 及び一キロ グラムにつ き九九円(一 発効日以後 に輸入され るものにあ つては、二 六%及び一 キログラム につき二三 〇円)
○四〇二・二九 同上 一 同上 二 同上						

二 その他のものうち 別表第一第〇四〇 二・二九号の二に 掲げる税率の適用 を受けるもの以外 のもの	一の(二)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	一の(二)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの
(省略)	(省略)	(省略)
三六%及び 一〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき一 〇円	三二%及び 一キログラ ムにつき一 〇円
同上	同上	同上
二九・八%	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き一八九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 〇円)	二五・五% 及び一キロ グラムにつ き二三円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三二%及び 一キログラ ムにつき二 〇円)

<p>○四〇二・九九 その他のもの</p> <p>○四〇三 バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>○四〇三・九〇 その他のもの</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>うち</p> <p>バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>別表第一第〇四〇三・九〇号の</p> <p>一の(一)の(1)に掲げる税率の適用</p>									









(省略)			〇四〇五・九〇
(省略)	二  その他のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの		その他のもの 一  脂肪分が全重量の八五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの
(省略)	(省略)	(省略)	
(省略)	三六%及び 一キログラ ムにつき二 九〇円	三六%及び 一キログラ ムにつき二 九〇円	

同上			〇四〇五・九〇
同上	二  同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	二九・八% 及び一キロ グラムにつ き二二〇円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三六%及び 一キログラ ムにつき二 九〇円)	二九・八% 及び一キロ グラムにつ き一七九円 (発効日以 後に輸入さ れるものに あつては、 三六%及び 一キログラ ムにつき二 九〇円)	三六%及び 一キログラ ムにつき二 九〇円

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに入 入されるも の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

同上						
----	----	----	----	----	----	----

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに入 入されるも の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

同上						
----	----	----	----	----	----	----

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

関税率法	品名	税率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに入 入されるも の	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに入 入されるも の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

同上						
----	----	----	----	----	----	----

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省略)	(省略)	(省略)
二〇〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	(省略)
二〇〇八・一九	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	(省略)
二〇〇八・七〇	(省略)	(省略)
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	(省略)
二〇〇八・九七	(省略)	(省略)
二〇〇八・九九	その他のもの 二 その他のもの （一）砂糖を加えたもの A (省略)	(省略)

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上	同上	同上
二〇〇八	同上	同上
二〇〇八・一九	同上	同上
二〇〇八・七〇	同上	同上
二〇〇八・九一	同上	同上
二〇〇八・九七	同上	同上
二〇〇八・九九	同上 二 同上 （一）同上 A 同上	同上



六 ~ 一	項名	別表第五 特別特惠関税例外品目表 (第八条の二、第八条の三関係)
(省略)	品名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">(省略)</div> <div style="width: 30%; text-align: right;">E (a) その他のもの (省略)</div> <div style="width: 30%; text-align: right;">(省略)</div> </div>

六 ~ 一	項名	別表第五 特別特惠関税例外品目表 (第八条の二、第八条の三関係)
同上	品名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">同上</div> <div style="width: 30%; text-align: right;">           E 同上            (a) 同上            (b) その他のもの            ハ  その他のもの            (ロ)  その他のもの            の             II  その他のもの            (III)  その他のもの            のうち            ひじ            き(             ヒジ            キア            ・フ            スイ            フォ            ルミ            ス)         </div> <div style="width: 30%; text-align: right;">同上</div> </div>
同上	品名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">同上</div> <div style="width: 30%; text-align: right;">一〇%</div> <div style="width: 30%; text-align: right;">同上</div> </div>

一三	一二	一一	一〇	九	八	七
関税率表第九一・一三・九〇号の一に掲げる物品	関税率表第六四・〇一項、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品	羊、やぎ又はうさぎのもの 掲げる物品のうち まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち	関税率表第四二・〇三項に掲げる物品	関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品	分蜜糖のもの 品のうち 品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のAに掲げる物品 品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ハ)のAに掲げる物品	関税率表第二一〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のイに掲げる物品 品 関税率表第二一〇八・九九号の二の(ロ)のBの(d)に掲げる物品のうち 品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス) 以外のもの
一二	一一	一〇	九	八	七	七
同上	同上	同上	同上	同上	同上	関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品 品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のAに掲げる物品のうち 品のうち 分蜜糖のもの 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち 各成分のうち第一二二・二二号の物品の重量が最大のもの 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のEの(b)のハの(ロ)の(Ⅱ)に掲げる物品のうち 第一二二・二二号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に  
 関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則        （施行期日）        第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。        一～四 （省 略）        五 第四条の二の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日</p> <p>（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）        第三条 （省 略）        2 （省 略）</p>	<p>附 則        （施行期日）        第一条 同 上        一～四 同 上        五 第四条の二の規定及び附則第三条第三項の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日</p> <p>（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）        第三条 同 上        2 同 上        3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中、「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。</p>